



南の宝箱 鹿児島
夏のかごしま宿泊割キャンペーン
OTA割引マニュアル

【 割引対象期間 】

2026年5月6日（水・祝）～ 2026年7月31日（金）
（2026年8月1日（土）チェックアウトまで）

【 対象除外日 】

なし

< 本マニュアル含む制度全般に関すること >

南の宝箱 鹿児島
夏のかごしま宿泊割キャンペーン
コールセンター

受付時間 9:00～17:00
(7月31日(金)まで全日営業)

電話番号 050-3667-1619

メールアドレス syukuwari_kagoshima@jbx.jtb.jp
※アンダーバーにご注意ください

< 個別の精算に関すること >

南の宝箱 鹿児島
夏のかごしま宿泊割キャンペーン
事務局 (OTA専用)

受付時間 09:30～17:30
(平日のみ)

電話番号 050-8880-6991

メールアドレス kankoujuyoukaifuku_ota@nta.co.jp
※アンダーバーにご注意ください

1. キャンペーン概要

名称	南の宝箱 鹿児島 夏のかごしま宿泊割キャンペーン
目的	国内観光客の減少や、香港線の全便欠航、日中関係の情勢変化による上海線の欠航などの影響を踏まえ、本県の観光振興を図るため、県内での宿泊を伴う旅行の割引を実施することで旅行需要を喚起する。
割引方法	①参画登録をした宿泊施設での直接割引（宿直割引） ②参画登録をした、鹿児島県内に事業所のある旅行会社での割引（旅行会社割引） ③参画登録をした、日本国内に法人格を有する主にインターネット上での取引を行う旅行者（以下OTAという）での割引（OTA割引）
割引内容	鹿児島県民を含む国内外の旅行者を対象とした鹿児島県内宿泊を伴う旅行に対して、宿泊代金の割引を実施。 ①割引率 20パーセント ②割引上限額 5,000円（一人・泊あたり） ※ただし離島での宿泊に限り、8,000円（一人・泊あたり）
割引対象期間	2026年5月6日（水・祝）～2026年7月31日（金） ※2026年8月1日（土）チェックアウトまで ※販売開始日以降に予約された宿泊を伴う旅行が、割引の対象（既存予約は割引不可）
販売開始日	【既存】2026年3月27日（金）までに参画意思を確認した旅行会社 2026年4月1日（水） 【新規】2026年3月31日（火）までに参画申請をした旅行会社 2026年4月13日（月）
割引の主な適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が各OTAに通知する配分額の範囲内で、販売を行うこと。配分額を超過して販売した場合、その分の補助は行いません。 ・既存予約（販売開始前の予約）は割引対象外となります。 ・宿泊を伴わない日帰り旅行（食事のみや入浴のみ等）は割引対象外となります。 ・換金性が高い金券類、ルームサービス等宿泊日当日に宿泊施設で注文する飲食等のほか、事務局が適切でないとするものを含む商品は、適用対象外です。 ・予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料は、適用対象外です。 ・一度の旅行につき7連泊までを割引の上限とします。 ・公費出張での宿泊は、割引対象外となります。 ・県内市町村等が実施する他の旅行割引事業との併用は可。ただし、他の旅行割引事業を適用後、本事業の割引を行います。 ・県が実施する他の旅行割引との併用は不可です。
対象旅行会社の主な責務	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱要領及び本マニュアル等に従うこと。 ・虚偽の宿泊実績の報告、宿泊代金、利用人数等の水増しなど、割引補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。 ・本来の価格に割引分を予め上乗せし、本来の価格が不当に設定されることなど、需要創出支援の趣旨を逸脱した販売を行わないこと。 ・事務局が示す割引適用申請書類に、旅行代表者の署名を取得することができること。 ・台帳又は指定する内容により宿泊実績等を管理すること。 ・商品の販売に際しては、本事業が県の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業の割引適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。 ・事務局との精算に使用する情報等の管理のほか、個人情報等の適切な管理を行い、精算に係る帳票類を適切に管理すること（5年間保存）。 ・割引補助金の審査にあたり、事務局側が求める追加書類（宿泊を証明する書類、領収証等）の提出に応じること。また、本事業の運用・申請内容等に疑義が生じた場合等、鹿児島県又は事務局が求める調査・確認に応じること。

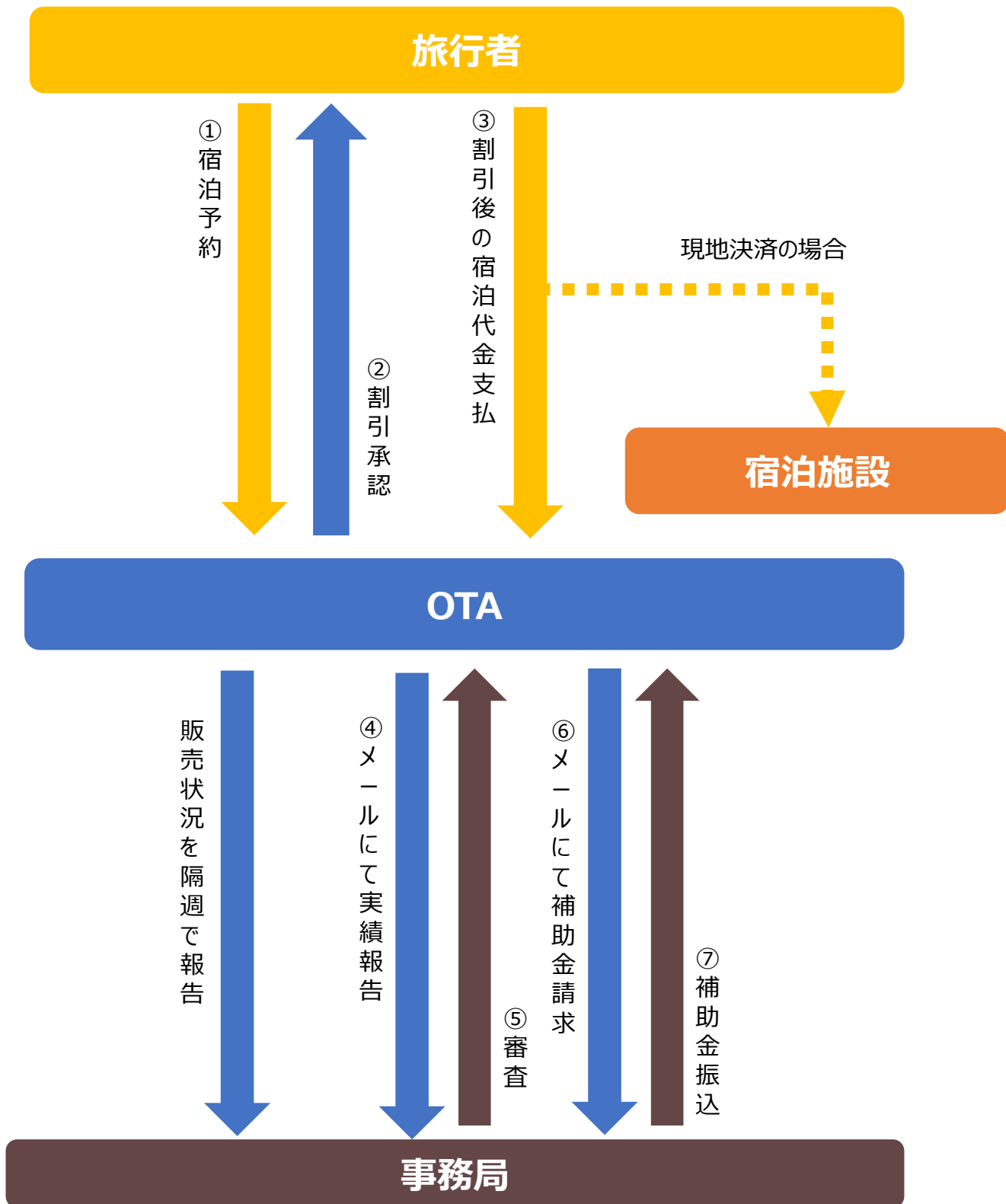
1. キャンペーン概要

※下記、離島での宿泊に限り、1人1泊につき割引上限を8,000円とします

※割引率20パーセントは変わりません

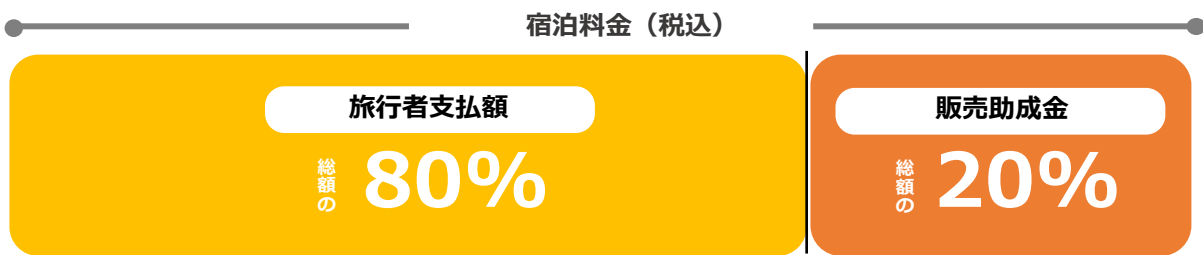
	離島名	市町村名
1	獅子島	長島町
2	桂島	出水市
3	上甌島	薩摩川内市
4	中甌島	薩摩川内市
5	下甌島	薩摩川内市
6	新島	鹿児島市
7	種子島	西之表市, 中種子町, 南種子町
8	馬毛島	西之表市
9	屋久島	屋久島町
10	口永良部島	屋久島町
11	竹島	三島村
12	硫黄島	三島村
13	黒島	三島村
14	口之島	十島村
15	中之島	十島村
16	諏訪之瀬島	十島村
17	平島	十島村
18	悪石島	十島村
19	小宝島	十島村
20	宝島	十島村
21	奄美大島	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町
22	加計呂麻島	瀬戸内町
23	請島	瀬戸内町
24	与路島	瀬戸内町
25	喜界島	喜界町
26	徳之島	徳之島町, 天城町, 伊仙町
27	沖永良部島	和泊町, 知名町
28	与論島	与論町

事業全体のフロー（ **OTA割引** ）



3. 留意事項 - 基本ルール

(1) 割引額の計算方法



手順1 : 他の割引と併用があれば、他の割引を先に適用

※自社、県内市町村や商店街、宿泊施設等が実施している宿泊代金割引、キャッシュバック等があれば先に割引してください。その割引後代金から、本事業の補助金を算出することとなります。（ポイントでの支払いのような支払手段とみなせるものについては、併用にはあたりません。）
※先に割引引くことができないものは、併用できません。

手順2 : 『1泊ごとの宿泊（旅行）代金総額』から宿泊補助額を算出

※管理システムにて自動計算します。
㊦『宿泊（旅行）代金総額の補助率20%』と㊧『宿泊補助上限額（5,000円）×人数×泊数』（離島の場合8,000円）をそれぞれ計算し、㊦又は㊧の金額の低い方が適用となります。
※人数には料金のかからない乳幼児の子供も含まれます。

※本土割引の場合

(例1) 大人2名（¥25,000/人）、小人1名（¥20,000/人）1泊（税込）の場合

㊦ 宿泊代金総額の補助率20%

① 宿泊代金の総額：70,000円
 $25,000円 \times 2名 + 20,000円 \times 1名$
② 補助率20%：
 $70,000円 \times 20\% = \underline{14,000円}$

㊧ 『宿泊補助上限額（5,000円）×人数×泊数』

上限額 × 泊数 × 人数
 $5,000円 \times 1泊 \times 3人 = \underline{15,000円}$

▶ ㊦と㊧を比較し、低い方である㊦を割引額とする。

※本土割引の場合

(例2) 1室180,000円（税込）の部屋に、大人2名・小人1名・乳児1名の計4名で1泊の場合

㊦ 宿泊代金総額の補助率20%

① 宿泊代金の総額：180,000円
② 補助率20%：
 $180,000円 \times 20\% = \underline{36,000円}$

㊧ 『宿泊補助上限額（5,000円）×人数×泊数』

上限額 × 泊数 × 人数
 $5,000円 \times 1泊 \times 4人 = \underline{20,000円}$

▶ ㊦と㊧を比較し、低い方である㊧を割引額とする。

3. 留意事項 - 基本ルール

(1) 割引額の計算方法

※離島割引の場合

(例3) 大人2名 (¥25,000/人)、小人1名 (¥20,000/人) 1泊 (税込) の場合

㊦ 宿泊代金総額の補助率20%

- ① 宿泊代金の総額 : 70,000円
 $25,000円 \times 2名 + 20,000円 \times 1名$
- ② 補助率20% :
 $70,000円 \times 20\% = \underline{14,000円}$

㊧ 『宿泊補助上限額 (8,000円) x人数 x泊数』

上限額 × 泊数 × 人数
 $8,000円 \times 1泊 \times 3人 = \underline{24,000円}$

▶ ㊦と㊧を比較し、低い方である㊦を割引額とする。

※離島割引の場合

(例4) 1室180,000円 (税込) の部屋に、大人2名・小人1名・乳児1名の計4名で1泊の場合

㊦ 宿泊代金総額の補助率20%

- ① 宿泊代金の総額 : 180,000円
- ② 補助率20% :
 $180,000円 \times 20\% = \underline{36,000円}$

㊧ 『宿泊補助上限額 (8,000円) x人数 x泊数』

上限額 × 泊数 × 人数
 $8,000円 \times 1泊 \times 4人 = \underline{32,000円}$

▶ ㊦と㊧を比較し、低い方である㊧を割引額とする。

3. 留意事項 - 基本ルール

(1) 割引額の計算方法

手順2 : 『1泊ごとの宿泊（旅行）代金総額』から宿泊補助額を算出

※管理システムにて自動計算します。

㊦宿泊（旅行）代金総額の補助率20%と㊧『宿泊補助上限額（5,000円）x人数x泊数』（離島の場合8,000円）をそれぞれ計算し、㊦又は㊧の金額の低い方が適用となります。

※人数には料金のかからない乳幼児の子供も含まれます。

原則として宿泊代金の割引を行います。が、**宿泊代金が明示できない募集型のパッケージ商品に限り**、総旅行代金からの割引を可能とします。
また、上記に該当する場合で、宿泊先に鹿児島県以外の都道府県を含む場合、旅行代金総額を泊数で割り、鹿児島県に宿泊した泊数を乗じて、補助金額を算出します。

(例5) 募集型の高速船パッケージ商品 1泊2日 大人2名 (¥24,000/人) の場合 (税込)

㊦旅行代金総額の補助率20%

①旅行代金の総額：48,000円

24,000円×2名

②補助率20%：

48,000円×20% = 9,600円

㊧『宿泊補助上限額（5,000円）x人数x泊数』

上限額 × 泊数 × 人数

5,000円×1泊 × 2人 = 10,000円

▶ ㊦と㊧を比較し、低い方である㊦を割引額とする。

(例6) 募集型の航空機パッケージ商品利用

大人2名と子ども1名が、大人120,000円・小人90,000円の旅行代金で、鹿児島県に2泊・宮崎県に1泊する旅行の場合

㊦旅行代金総額の補助率20%

①宿泊（旅行）代金の総額：330,000円

120,000円×2名+90,000円×1名

②補助対象旅行代金：220,000円

330,000円÷3泊×2泊

③補助率20%

220,000円×20% = 44,000円

㊧『宿泊補助上限額（5,000円）x人数x泊数』

上限額 × 泊数 × 人数

5,000円×2泊 × 3人 = 30,000円

▶ ㊦と㊧を比較し、低い方である㊧を割引額とする。

3. 留意事項 - 基本ルール

(2) 既存予約の取扱いについて

既存予約は対象外です。

販売開始日以降の予約から割引の対象としてください。

(3) 宿泊（旅行）代金に含めることが可能な主なもの

宿泊代金のみが割引対象となります。

宿泊代金に含まれるものとしての包含可否について、代表的な事例を例示します。

以下の表において対象とされる項目であっても、

当日発生した費用（料理の追加料金、現地払いのオプションツアー等）は対象外です。

宿泊（旅行）代金に含まれるものとして包含可能な項目（例）	対象
消費税及び地方消費税	○
入湯税	△※1
サービス料	△※1
施設使用料（乳幼児添い寝の方から徴収する料金等）	×
宿泊を伴わない食事のみ及び日帰りプラン	×
食事付き宿泊商品	○
飲み物付き宿泊商品（飲み放題等により料金が固定のものに限る）	○
エステ・マッサージ付き宿泊商品	○
体験型アクティビティ（ゴルフ等を含む）付き宿泊商品	○
入場券付き宿泊商品（換金性が低く、かつ、払い戻しができないものに限る）	○
駐車場利用券付き宿泊商品	○
交通（航空機・JR・船舶等）付き宿泊商品	△※2
宿泊の基本サービスに該当しない追加項目（例：ルームサービス、追加料理、飲料代、オプションツアー等）	×
金券類等（ビール券、清酒券、お米券、図書券、クオカード、旅行券、宿泊券、切手、収入印紙、ギフト券、ガソリン券等）付き宿泊商品	×
キャンセル料	×

※1 入湯税、サービス料は事前に旅行代金に含まれている場合のみ。

※2 募集型のパッケージ商品のみ。

3. 留意事項 - 基本ルール

(4) その他

- ① 事務局が各宿泊施設に通知する配分額の範囲内で、販売を行ってください。配分額を超えそうな場合は、事務局までご連絡ください。
- ② 宿泊施設によっては、宿泊施設による直接割引（宿直割引）を実施している場合があります。宿泊施設が混乱しないよう、十分なコミュニケーションをお願いいたします。特に、**割引の適用条件や請求方法について、事前に宿泊施設と確認を行ってください。**
- ③ 一度の旅行につき7連泊までを割引の上限とします。
- ④ 公費出張（公立学校の教員の出張、行政従事者の出張等の公費による出張）での宿泊は、割引の対象外となります。クーポンページに注意書きを行う等の対応をお願いいたします。
- ⑤ 商品の販売に際しては、本事業が県の補助事業として実施されていることを明示するとともに、本来の価格と販売助成金適用後の価格を併記し、その差額に対して助成があることを旅行者が明確に認識できるようご対応ください。
- ⑥ 本来の価格に割引分をあらかじめ上乗せするなどして、価格が不当に設定されることのないよう、需要創出支援の趣旨を逸脱した販売を行わないようご留意ください。
- ⑦ 虚偽の宿泊実績の報告や、宿泊代金・利用人数等の水増しなど、割引補助金を不正に多く受け取ることにつながる一切の行為は行わないでください。
- ⑧ 上記⑥・⑦等に該当し、登録後に取扱要領の条件を満たしていないことが判明した場合は、速やかに登録を取り消します。また、助成金の返還をお願いする場合もございます。
- ⑨ 割引補助金の審査にあたっては、事務局が必要に応じて求める追加書類（宿泊を証明する書類等）の提出にご対応ください。また、本事業の運用や申請内容等に疑義が生じた場合には、鹿児島県又は事務局による調査・確認の要請に応じていただきますようお願いいたします。
- ⑩ 事務局との精算に使用する帳票の管理に加え、個人情報を含む各種情報の適切な管理を行ってください。また、精算に関する帳票類についても、適切に管理のうえ、5年間の保存をお願いいたします。

4. OTA割引時の精算フロー

STEP0. 販売状況の報告

配分額の執行状況を確認するため、販売に関する以下の情報を、期日までに事務局へ報告をお願いいたします。

【報告事項】 割引補助金（クーポン）販売額・人泊数

【報告期日】 5月11日・25日 6月8日・22日 7月6日・21日 8月3日

STEP1. 割引補助金の実績報告

宿泊日単位で月2回の締め日を設定しています。以下の期日までに、実績報告をエクセルデータで取りまとめ、事務局宛にメールでご提出ください。

▼ 実績報告に必要な情報

- ① 予約番号
- ② 予約日
- ③ 宿泊施設名
- ④ 宿泊施設の所在地（市町村単位）
- ⑤ 宿泊代表者の居住地（都道府県又は国名）
- ⑥ 宿泊代表者の氏名（カナ）
- ⑦ 宿泊開始日
- ⑧ 宿泊人数
- ⑨ 泊数
- ⑩ 人泊数
- ⑪ 割引前の宿泊代金
- ⑫ 割引補助額
- ⑬ 割引後の宿泊代金

宿泊日ごとに月2回締め日を設定しております。期限遵守へのご協力をお願いいたします。

	宿泊日	実績報告期限	請求書発行期限	振込予定日
1	2026/5/6 ~ 2026/5/15	2026/5/22	2026/6/12	2026/6/23
2	2026/5/16 ~ 2026/5/31	2026/6/8	2026/6/29	2026/7/9
3	2026/6/1 ~ 2026/6/15	2026/6/22	2026/7/13	2026/7/23
4	2026/6/16 ~ 2026/6/30	2026/7/7	2026/7/28	2026/8/7
5	2026/7/1 ~ 2026/7/15	2026/7/22	2026/8/12	2026/8/24
6	2026/7/16 ~ 2026/7/31	2026/8/7	2026/8/18	2026/8/31

4. OTA割引時の精算フロー

STEP2. 事務局による審査

実績報告データを事務局にて審査します。内容に不備や疑義があった場合、登録いただいたご連絡先に、事務局より連絡いたしますのでご対応をお願いいたします。

審査の過程において、宿泊施設に実際に宿泊したかどうかを確認することがあります。

STEP3. 補助金請求書の発行

審査が完了し次第、事務局よりご連絡いたしますので、期日までに補助金請求書の発行と送付（メールで可）をお願いいたします。補助金請求書は別途お送りする指定の様式を利用してください。

宿泊日ごとに月2回締め日を設定しております。期限遵守へのご協力をお願いいたします。

STEP4. 事務局による補助金振込

発行された請求書データをもとに、参画申請時に届出された銀行口座へ補助金を振り込みます。振込手数料は事務局にて負担します。

振込名義人は、「南の宝箱鹿児島キャンペーン事務局」となります。

※届出された口座情報に不備がある場合、振込日が遅れることがございます。

	宿泊日	実績報告期限	請求書発行期限	振込予定日
1	2026/5/6 ~ 2026/5/15	2026/5/22	2026/6/12	2026/6/23
2	2026/5/16 ~ 2026/5/31	2026/6/8	2026/6/29	2026/7/9
3	2026/6/1 ~ 2026/6/15	2026/6/22	2026/7/13	2026/7/23
4	2026/6/16 ~ 2026/6/30	2026/7/7	2026/7/28	2026/8/7
5	2026/7/1 ~ 2026/7/15	2026/7/22	2026/8/12	2026/8/24
6	2026/7/16 ~ 2026/7/31	2026/8/7	2026/8/18	2026/8/31

STEP5. 補助金精算に係る書類の保管（5年間）

補助金精算に係る以下の書類については、5年間保管をお願いいたします。

- ①実績報告データ
- ②補助金請求書

5. よくあるご質問 (FAQ)

～ キャンペーン全般について ～

Q1	旅行者向けのホームページやコールセンターなどはあるか？
A1	<ul style="list-style-type: none">●本キャンペーンホームページ https://shukuhakuwari.pref.kagoshima.jp/ 事業者向けの情報は本ホームページにて3月23日（月）から公開しています。 ※旅行者向けの情報は本ホームページにて4月1日（水）から公開予定です。●旅行者・事業者向けコールセンター 050-3667-1619（9:00～17:00） 開設期間：3/23-7/31
Q2	「OTA割引」以外の販路は？
A2	本キャンペーンへの参画申請を行った宿泊施設（宿直割引）と旅行会社でも割引を行います。旅行会社は、鹿児島県内に営業所がある旅行会社に限定しています。参画事業者は、本キャンペーンホームページにて公開する予定です。（公開日未定）
Q3	宿直割引に参画していない宿泊施設でも、OTA割引の対象となるか？
A3	はい、OTA割引の場合は、宿直割引に参画していない宿泊施設でも割引の対象となります。ただし、割引補助金を宿泊施設側が負担するような運用は避けていただき、宿泊施設に負担がかからないようご配慮ください。
Q4	割引補助金の全体予算は？
A4	843,700千円を予算化しています。
Q5	地域クーポンはあるか？
A5	今回は宿泊代金の割引のみのキャンペーンで、地域クーポン等の特典はございません。
Q6	割引の適用除外日はあるか？
A6	適用除外日はありません。休前日における消費喚起も本事業の目的ですので、キャンペーン期間中の全ての期間で割引を行います。
Q7	既存予約は割引対象か？
A7	割引対象ではありません。消費喚起が本事業の目的です。
Q8	配分額の追加は可能か？
A8	原則として追加はできませんが、6月中旬に販売実績を確認し、配分額の見直しを行う予定です。その際に追加できる可能性もございますので、希望がある場合は事務局までご連絡ください。

5. よくあるご質問 (FAQ)

～ OTA割引について ～

Q9	サービス料・消費税を補助対象（宿泊代金）に含めることは可能か？
A9	可能です。
Q10	入湯税を補助対象（宿泊代金）に含めることは可能か？
A10	原則として不可ですが、旅行事業者が旅行代金に包括して販売する場合は(募集型企画旅行及び受注型企画旅行)、補助金の対象となります。
Q11	日帰りプラン（食事のみ・入浴のみ等）への利用は可能か？
A11	不可です。
Q12	子ども・幼児も割引対象となるか？
A12	添い寝の幼児を含め、全ての旅行者が対象となります。
Q13	土産代や飲料代への利用は可能か？
A13	宿泊の予約後に発生した料金は不可となります。 お土産（換金性の低いものに限る）付き宿泊プランや、飲み放題付宿泊プランへの利用は可能です。
Q14	連泊で旅行終了日が8月2日以降となるが、割引対象となるか？
A14	7月31日宿泊分までが割引対象となります。それ以降は割引対象となりません。
Q15	参画を途中で取りやめることは可能か？
A15	廃業など、やむを得ない理由がある場合に限り、取り下げが可能です。その際は、事務局までご連絡ください。取り下げ届をお送りします。
Q16	同じユーザーが期間中に複数回クーポンを利用してもよいか？
A16	連泊制限（7連泊）に該当しなければ、複数回利用も可能です。
Q17	割引を併用する場合の計算方法は？
A17	他の自治体のキャンペーンや自社の割引などと併用する場合は、先に他の割引額を差し引いた後に、本キャンペーンの割引を適用してください。 同時に割引くことしかできないものは、併用できませんのでご注意ください。

5. よくあるご質問 (FAQ)

～ OTA割引について ～

Q18	割引額の計算方法は？
A18	1泊ごとの宿泊代金総額をもとに、以下の2つの金額を比較し、低い方が割引額となります。 ① 宿泊代金総額の20% ② 宿泊補助上限額 (5,000円) × 人数 ※離島宿泊補助上限額 (8,000円)
Q19	連泊の場合の計算方法は？
A19	宿泊代金は1泊ごとに算出してください。そのうえで、1泊ごとの宿泊代金総額に基づき、A18の計算ルール (宿泊代金の20%と、宿泊補助上限額5,000円※離島8,000円×人数の比較) に従って割引額を算出してください。
Q20	宿泊代金が明示できない旅行商品の場合の計算方法は？
A20	宿泊代金が明示できない募集型のパッケージ商品に限り、総旅行代金からの割引を可能とします。 計算ルールはA18に記載の通りです。 また、上記に該当する場合で、宿泊先に鹿児島県以外の都道府県を含む場合、旅行代金総額を泊数で割り、鹿児島県に宿泊した泊数を乗じて、補助金額を算出します。
Q21	割引補助金の支払いはいつ頃になるか？
A21	実績払いとなりますので、後日支払いとなります。 P10に記載のスケジュールでのお支払いを予定しております。
Q22	割引補助金の申請に必要な書類は何か？
A22	以下の情報を取りまとめたエクセルデータが必要です。 ①予約番号 ②予約日 ③宿泊施設名 ④宿泊施設の所在地 (市町村単位) ⑤宿泊代表者の居住地 (都道府県又は国名) ⑥宿泊代表者の氏名 (カナ) ⑦宿泊開始日 ⑧宿泊人数 ⑨泊数 ⑩人泊数 ⑪割引前の宿泊代金 ⑫割引補助額 ⑬割引後の宿泊代金
Q23	補助金関連書類は保存しておく必要があるか？
A23	実績報告データ、補助金請求書などは5年間保存してください。 保存方法 (紙・データ等) は問いませんが、必要時に提出できるよう適切に管理をお願いいたします。

更新履歴

更新日	更新内容	詳細
03/23	Ver.001	公開
03/30	Ver.002	キャンペーン名称の修正、キャンペーンロゴの挿入